

8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		平成30年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計 ①+②
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	52	4,880	17,391	7,393	1,102	83,899	51,087	7,080	52,188
合 成 清 酒	-	344	2,515	402	52	5,938	3,471	307	3,523
連 続 式 蒸 留 焼 酎	-	10,457	19,145	2,012	661	60,314	30,598	3,655	31,257
単 式 蒸 留 焼 酎	-	335	1,261	190	55	57,144	43,938	6,642	43,992
み り ん	86	△ 22	6,057	1,596	2,254	18,596	11,035	909	13,288
ビ ー ル	34	343,245	782	652	1,641	601,283	254,800	14,536	256,439
果 実 酒	0	2,101	711	18	54	51,430	28,468	8,439	28,522
甘 味 果 実 酒	-	134	5	4	2	1,346	722	149	723
ウ イ ス キ ー	0	5,502	220	17	10	31,376	13,454	1,889	13,464
ブ ラ ン デ ー	-	110	-	-	0	1,013	585	166	585
発 泡 酒	1	73,213	232	74	116	157,264	69,341	4,746	69,452
原料用アルコール・スピリッツ	2	88,344	5,854	6	6	159,569	47,792	4,355	47,798
リ キ ュ ー ル	7	268,415	1,186	123	112	480,819	216,995	16,373	217,107
そ の 他 の 醸 造 酒	0	52,748	112	56	41	122,892	50,504	2,886	50,544
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	183	849,812	55,468	12,545	6,107	1,832,879	822,790	72,137	828,892

調査期間等：平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	焼 酎	ビ ー ル	そ の 他 の 酒 類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平 成 25 年 度	60,610	4,455	84,315	285,426	448,488	883,302
平 成 26 年 度	58,050	4,255	80,152	272,707	435,816	850,979
平 成 27 年 度	54,904	3,955	78,860	269,740	431,815	839,277
平 成 28 年 度	53,976	3,757	77,473	266,067	437,332	838,616
平 成 29 年 度	52,188	3,523	75,249	256,439	441,483	828,892

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「焼酎」の販売数量は、連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新規 免許場数	免許 取消場数	免許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数													休 造	合 計(A)	(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	場	者					者	
清 酒	177	-	2	-	31	5	59	20	19	18	3	2	-	1	-	17	175	10	154	内	8	168	
合 成 清 酒	17	-	-	-	3	2	-	-	2	-	2	1	-	-	-	7	17	-	-	内	-	17	
連 続 式 蒸 留 焼 酎	23	-	-	-	4	-	1	1	1	3	1	3	1	2	1	5	23	2	13	内	1	20	
単 式 蒸 留 焼 酎	46	-	-	-	11	2	8	1	2	1	1	-	-	-	20	46	6	5	内	3	43		
み り ん	21	-	-	-	2	1	3	-	1	2	1	1	3	-	-	7	21	3	10	内	2	20	
ビ ー ル	32	2	-	1	4	-	12	4	5	2	1	-	-	-	3	2	33	3	30	内	1	27	
果 実 酒	45	4	1	1	12	5	1	1	-	-	2	1	-	-	-	25	47	14	16	内	7	38	
甘 味 果 実 酒	31	2	1	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	29	32	6	-	内	3	26	
ウ イ ス キ ー	11	-	-	-	1	1	3	-	2	-	-	-	-	-	1	1	11	1	2	内	-	8	
ブ ラ ン デ ー	6	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	6	2	-	内	-	4	
原 料 用 アル コ ー ル	19	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	19	1	2	内	1	17	
発 泡 酒	186	6	1	1	11	2	5	2	-	-	-	-	-	-	3	167	190	3	8	内	2	175	
そ の 他 の 醸 造 酒	200	1	2	1	37	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	157	198	9	31	内	22	188	
ス ピ リ ッ ツ	199	2	1	-	5	-	1	1	1	1	2	-	2	-	3	184	200	7	8	内	4	179	
リ キ ュ ー ル	226	3	3	2	37	9	15	3	1	2	-	-	3	-	7	147	224	10	22	内	20	201	
粉 末 酒	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	内	-	1	
雑 酒	200	-	1	-	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	194	199	3	-	内	17	187	
合 計	1,441	20	12	6	166	27	114	33	34	30	13	8	9	6	21	982	1,443	80	303	内	91	1,319	
各酒類を 通じた もの	平成 27 年度					82	14	74	19	27	25	8	5	7	3	10	23	297	22		内	23	260
	平成 28 年度					78	15	77	22	24	24	8	6	5	3	9	27	298	21		内	23	262
	平成 29 年度					86	13	77	22	27	20	10	4	5	5	10	24	303	21		内	22	268

調査対象等：平成30年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成29年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の便宜のためのもの	輸出のためのもの	その他のもの		計	うち実蔵置場数
	自己の製造したのびん詰	共同のびん詰			設置許可を受けたもの	設置許可を受けないもの		
清酒	2	-	-	12	17	-	31	22
合成清酒	-	-	-	6	2	-	8	-
連続式蒸留焼酎	-	-	-	9	3	-	12	1
単式蒸留焼酎	2	-	-	11	9	-	22	1
みりん	1	-	-	6	5	-	12	3
ビール	-	-	-	11	2	-	13	7
果実酒	1	-	-	9	2	-	12	-
甘味果実酒	1	-	-	10	1	-	12	-
ウイスキー	-	-	-	10	2	-	12	-
ブランデー	-	-	-	10	-	-	10	-
原料用アルコール	-	-	1	7	2	-	10	1
発泡酒	1	-	-	10	10	-	21	-
その他の醸造酒	1	-	-	9	8	-	18	-
スピリッツ	1	-	-	10	14	-	25	2
リキュール	4	-	-	11	18	-	33	5
粉末酒	-	-	-	5	-	-	5	-
雑酒	1	-	-	8	9	-	18	-
合計	15	-	1	154	104	-	274	42
うち実蔵置場数	4	-	1	12	25	-	42	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成30年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
9	12

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	86	7
もろみ	47	6

(3) 販売業免許場数

区 分		本 年 度 末 販 売 場 数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販 売 場 数	本 年 度 末 販 売 業 者 数		
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販 売 方 法 に 条件が付されて いないもの	計				
販卸 売 方 に 法 限 に る 条 件 の が 条 件 さ が れ 付 て さ い な れ な い も の も と あ ら び の 旨	全	酒 類	38	306	344	8	86	
	ビ	一 ル	2	39	41	1	10	
	洋	酒	11	71	82	3	21	
	輸 出 入	酒 類	54	99	153	14	96	
	店 頭 販 売	酒 類	1	3	4	-	1	
	協 同 組 合 員 間	酒 類	-	-	-	-	-	
	自 己 商 標	酒 類	2	29	31	-	8	
	自製酒類	清 酒 ・ み り ん		5	21	26	-	3
		合 成 清 酒 ・ 焼 酎		1	3	4	-	-
		ビ 一 ル		-	3	3	-	1
		洋 酒		-	7	7	-	2
		計		6	34	40	-	6
	期 限 付		-	-	-	-	-	
	そ の 他 の 酒 類		3	-	3	-	3	
	合 計		117	581	698	26	231	
合 計 の ち	小 売 業 者 の 共 同 購 入 機 関		13	-	13	-	13	
	卸 売 業 者 の 共 同 購 入 機 関		-	-	-	-	-	
	製 造 者 の 共 同 販 売 機 関		-	-	-	-	-	
販 売 条 件 方 法 が 付 け 小 売 限 る 旨	全 酒 類	一 般 の も の			18,218	116	9,740	
		期 限 付			-	-	-	
		特 殊 の も の			3	-	-	
		計			18,221	116	9,740	
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の			184	4	123	
		期 限 付			-	-	10	
		特 殊 の も の			104	-	105	
		通 信 販 売 だ け の も の			174	14	147	
		計			462	18	385	
	合 計				18,683	134	10,125	
媒 介 業				52	-	24		
代 理 業				-	-	-		

調査時点：平成30年3月31日

- 用語の説明：
- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

Table with columns for prefecture names (税務署名), beverage categories (清酒, 合成分酒, 連続式蒸留酒, etc.), and counts for manufacturing (製造) and sales (販売) licenses. The table lists data for various prefectures including Aomori, Iwate, Miyagi, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Saitama, Chiba, Tokyo, Kanagawa, Niigata, Toyama, Ishikawa, Fukui, Shiga, Kyoto, Osaka, Hyogo, Aichi, Gifu, Shizuoka, Mie, Shikoku, and Okinawa, along with national totals.

(注) 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。